

宅地造成等規制法に基づく宅造許可の基準の一部改定について

1 趣旨

現在、「宅地造成の手引」に掲載をしています「安定計算による切土崖面に係る基準」、「崖面等の保護に係る基準」及び「擁壁の透水層等に使用する再生砕石の取扱い」について、現在の運用状況を踏まえ、より一層の安全性・防災性の向上を図るため、次のとおり一部改定を予定しています。

2 改定の概要

(1) 安定計算による切土崖面に係る基準（新旧対照表1頁）

地盤の安定計算により擁壁設置が不要となる切土崖面（※）について、風化や浸食を抑制する法面保護工の施工性を考慮して、勾配の上限値及び崖の安定化のために必要な措置を行うことを定めます。

また、安定計算の前提となる地盤調査について、具体的な実施箇所を定めます。

(2) 崖面等の保護に係る基準（新旧対照表2～4頁）

崖面（※）に対する適切な保護工（工法）の選定を目的に、各工法の特性をもとに、勾配に応じた具体的な法面保護工を定めます。

また、盛土の場合は、崖（※）に該当しない勾配の法面についても、崩壊等を防止するため、原則として保護することを定めます。

(3) 擁壁の透水層等に使用する再生砕石の取扱い（新旧対照表2、3、5頁）

再生砕石について、保水時にセメント成分が固化する可能性を考慮し、擁壁（鉄筋コンクリート造、間知ブロック等練積み造ともに）の透水層への使用を認めないこととします。

強度・耐久性に信用性のある再生砕石については、擁壁の基礎底面下への使用を認めることとします。

(※) 「崖」及び「崖面」（宅地造成等規制法施行令第1条第2項による）

水平面に対し30度を超える角度をなす土地（土質が硬岩盤以外のもの）を「崖」といい、その地表面を「崖面」といいます。（一般的な斜面地を意味する「法（のり）」と区別しています。）

【問合せ先】

宅地審査部宅地審査課宅地企画担当
電話：045-671-2945